

# 生産基盤強化総合対策事業【酪農乳業産業基盤強化特別対策事業】 実施要領の一部改正のポイント

2021年3月15日  
(一社)Jミルク

酪農乳業産業基盤強化特別対策事業について、事業実施要綱の改正を踏まえ、実施要領を以下のとおり一部改正する。なお、特に生産基盤強化総合対策事業については、関係者からの意見や現場のニーズ、生産現場の抱える課題や2021年度の国の施策等を考慮した事業内容とする。

## 【改正のポイント】

- (1) 2021年度の国の事業で都府県の自家生産農家への支援（増頭対策）が措置されたため、「都府県自家生産農家支援」は休止。
- (2) 地域の生乳生産量を安定的に確保するため、乳用牛の供用年数を延長し、生存率を向上させる地域独自の活動や事業を支援する取り組みを新設。  
北海道の場合は補助率 1/2、都府県の場合は補助率 3/4。
- (3) 酪農家受入支援について、以下のとおり要件を緩和。
  - ① 謝礼等を受領している場合も、上限額（3,000円/人・日）との差額までを支給。
  - ② 受入者を雇用している場合も助成対象。  
※当該受入者の就農計画書及び受入酪農場の指導計画書の整備が必要。
- (4) 担い手育成対策の新たなメニューに、家族経営体の酪農後継者や新規就農者等が早期に経営に主体的に参画することを支援する以下のメニューを追加し、生産基盤の中長期的な安定を確保。
  - ① 家族経営協定を推進するため、新たに締結する経営体やすでに締結している経営体が第三者を交えて確認・改善することに対して、5万円を助成。
  - ② 家族経営の経営体で、39歳以下の後継者等に経営移譲する場合に50万円を助成。40～49歳の場合は、20万円助成。

以上

酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領一部改正案の新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="344 304 882 336">酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領</p> <p data-bbox="819 400 1115 528">一般社団法人 Jミルク 制定 2020年9月7日 <u>一部改正 2021年3月15日</u></p> <p data-bbox="109 595 1104 866">一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、2020年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化総合対策事業（以下、「本事業」という。）について、その適正かつ円滑な運用を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017年1月20日制定、<u>2021年2月19日一部改正</u>。以下、「要綱」という。）のほか、この要領に定めるものとする。</p> <p data-bbox="109 933 338 965">第1 事業の内容</p> <p data-bbox="109 981 1115 1109">Jミルクは、酪農生産者が、酪農生産基盤の回復・強化及び将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する次の取り組みについて、第2で定める事業実施主体に対して助成する。</p> <p data-bbox="109 1176 506 1208">1 生乳生産基盤強化支援事業</p> <p data-bbox="109 1224 479 1256">(1) 生産基盤の改善・指導</p> <p data-bbox="109 1272 1115 1399">地域における酪農の経営や技術的な課題を改善するために、民間のコンサルタントや学術研究機関などの専門家を活用し、地域の関係者と連携するなどして行う以下の取り組み。</p>	<p data-bbox="1375 304 1912 336">酪農生産基盤強化総合対策事業 実施要領</p> <p data-bbox="1850 400 2145 480">一般社団法人 Jミルク 制定 2020年9月7日</p> <p data-bbox="1144 595 2139 818">一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、2020年度から実施する酪農乳業産業基盤強化特別対策事業のうちの酪農生産基盤強化総合対策事業（以下、「本事業」という。）について、その適正かつ円滑な運用を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（2017年1月20日制定。以下、「要綱」という。）のほか、この要領に定めるものとする。</p> <p data-bbox="1144 933 1373 965">第1 事業の内容</p> <p data-bbox="1144 981 2150 1109">Jミルクは、酪農生産者が、酪農生産基盤の回復・強化及び将来に向けたわが国酪農の持続可能性の向上等を図るために実施する次の取り組みについて、第2で定める事業実施主体に対して助成する。</p> <p data-bbox="1144 1176 1541 1208">1 生乳生産基盤強化支援事業</p> <p data-bbox="1144 1224 1514 1256">(1) 生産基盤の改善・指導</p> <p data-bbox="1144 1272 2150 1399">地域における酪農の経営や技術的な課題を改善するために、民間のコンサルタントや学術研究機関などの専門家を活用し、地域の関係者と連携するなどして行う以下の取り組み。</p>

- ア 酪農家等を対象にした研修会の開催及びその推進に係る会議の開催。
- イ 指導体制を構築・強化するために、指導員やその候補者等を対象にした会議・研修会の開催及び現地指導の実施。
- ウ 酪農家又はその集団等に対し、専門家の派遣や地域の関係者と連携した現地指導等を通じて行う経営改善の模範となる取り組み。
- エ 酪農経営や技術改善のための啓発用資材作成。

## (2) 乳用牛地域育成支援対策の推進

生産基盤の維持・強化につなげるため、管内の育成施設や乳用雌牛の育成を専門に行う農家等と連携して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み。

《削る》

## (3) 乳用牛供用年数延長支援対策の推進

地域の生乳生産量を安定的に確保するため、乳用牛の供用年数を延長し、生存率を向上させる地域の活動や事業を支援する取り組み。

## 2 酪農持続可能性向上支援事業

### (1) 担い手育成対策

酪農の優れた担い手を育成するために行う以下の取り組み。

- ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修により自己研鑽を行うことへの支援。

- ア 酪農家等を対象にした研修会の開催及びその推進に係る会議の開催。
- イ 指導体制を構築・強化するために、指導員やその候補者等を対象にした会議・研修会の開催及び現地指導の実施。
- ウ 酪農家又はその集団等に対し、専門家の派遣や地域の関係者と連携した現地指導等を通じて行う経営改善の模範となる取り組み。
- エ 酪農経営や技術改善のための啓発用資材作成。

## (2) 乳用牛地域育成支援対策の推進

生産基盤の維持・強化につなげるため、地域内で乳用牛を生産し安定的に確保するための以下の取り組み。

- ア 管内の育成施設や乳用雌牛の育成を専門に行う農家等と連携して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み。
- イ 都府県において乳用雌牛の自家生産に積極的に取り組む酪農家を支援する取り組み。

《新設》

## 2 酪農持続可能性向上支援事業

### (1) 担い手育成対策

酪農の優れた担い手を育成するために行う以下の取り組み。

- ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修により自己研鑽を行うことへの支援。

<p>イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援。</p> <p>ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催。</p> <p><u>エ 酪農後継者や新規就農者などが、早期に主体的に経営に参画することへの支援。</u></p> <p>(2) 酪農生産への理解醸成活動 酪農家等が乳業者等と連携して行う、酪農生産に対する消費者理解を醸成するための食育や広報活動などの取り組み。</p> <p>(3) 持続可能性向上独自対策 わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした、全国または地域における独自の取り組み。</p> <p>3 生乳生産基盤強化対策特認事業 第2の3で定める事業実施主体が、自ら又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して実施する取り組みであって、特に都府県における生乳生産基盤の強化に効果があるとJミルクが認めた事業。</p> <p>第2 事業実施主体 &lt;略&gt;</p> <p>第3 事業の実施期間 本事業の実施期間は、<u>2020年度から2024年度までの5か年とする。なお、この要領による事業の助成申請対象期間</u>は、第1の1の(2)乳用牛地域育成支援対策の推進については <u>2021年度</u>、その他の事業については <u>2021年度から2022年度までの2か年</u>とする。</p>	<p>イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援。</p> <p>ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(2) 酪農生産への理解醸成活動 酪農家等が乳業者等と連携して行う、酪農生産に対する消費者理解を醸成するための食育や広報活動などの取り組み。</p> <p>(3) 持続可能性向上独自対策 わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした、全国または地域における独自の取り組み。</p> <p>3 生乳生産基盤強化対策特認事業 第2の3で定める事業実施主体が、自ら又はその会員団体もしくはその両方が費用の一部を助成して実施する取り組みであって、特に都府県における生乳生産基盤の強化に効果があるとJミルクが認めた事業。</p> <p>第2 事業実施主体 &lt;略&gt;</p> <p>第3 事業の実施期間 本事業の実施期間は、第1の1の(2)乳用牛地域育成支援対策の推進については <u>2020年度</u>、その他の事業については <u>2020年度から2021年度までの2か年</u>とする。</p>
---	--

第4 助成の対象となる費用とその要件等

本事業の助成対象となる費用とその要件等は以下の通りとする。

また、事業対象となる会議、研修会、コンサルタント派遣、理解醸成活動、調査など、人との接触が伴う事業については、酪農乳業における新型コロナウイルスへの感染防止と「新しい生活様式」への適応を促進するため、積極的にオンラインで実施するものとする。

1 第1の1の事業【生乳生産基盤強化支援事業】

(1) 生産基盤の改善・指導

助成対象費用	要件等	上限額等
① 会議の開催に係る会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	① 地域の課題や指導・支援体制を踏まえ、原則として自ら企画・推進する取り組みであること。	別表のとおり
② 研修会の開催に係る会場借料、会議費、講師旅費・謝金、事務局旅費	② 得られた成果を明確に示すとともに、模範となる取り組みについて広く共有すること。	資材作成については、1資材当たり原則100万円以内
③ 現地指導に係るコンサルタント・専門家の謝金・旅費、事務局旅費	③ 研修会・現地指導等の実施に当たっては、新たな企画に取り組むなど、本事業の有効活用に努めること。	
④ 経営改善のためのコンサルタント派遣旅費、コンサルタント謝金、事務局旅費	④ 作成した資材について、JミルクHP等で	
⑤ 上記の会議、研修会、コンサルタント派遣をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用		
⑥ 研修会や現地指導等で活用するためのリーフレット、冊子、映像素材等		

第4 助成の対象となる費用とその要件等

本事業の助成対象となる費用とその要件等は以下の通りとする。

また、事業対象となる会議、研修会、コンサルタント派遣、理解醸成活動、調査など、人との接触が伴う事業については、酪農乳業における新型コロナウイルスへの感染防止と「新しい生活様式」への適応を促進するため、積極的にオンラインで実施するものとする。

1 第1の1の事業【生乳生産基盤強化支援事業】

(1) 生産基盤の改善・指導

助成対象費用	要件等	上限額等
① 会議の開催に係る会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	① 地域の課題や指導・支援体制を踏まえ、原則として自ら企画・推進する取り組みであること。	別表のとおり
② 研修会の開催に係る会場借料、会議費、講師旅費・謝金、事務局旅費	② 得られた成果を明確に示すとともに、模範となる取り組みについて広く共有すること。	資材作成については、1資材当たり原則100万円以内
③ 現地指導に係るコンサルタント・専門家の謝金・旅費、事務局旅費	③ 研修会・現地指導等の実施に当たっては、新たな企画に取り組むなど、本事業の有効活用に努めること。	
④ 経営改善のためのコンサルタント派遣旅費、コンサルタント謝金、事務局旅費	④ 作成した資材について、JミルクHP等で	
⑤ 上記の会議、研修会、コンサルタント派遣をオンラインで実施する場合は、WEBシステムの利用料など、実施に必要な費用		
⑥ 研修会や現地指導等で活用するためのリーフレット、冊子、映像素材等		

の啓発用資材作成に係る費用 ⑦ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	の提供に同意すること。	
--	-------------	--

の啓発用資材作成に係る費用 ⑦ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	の提供に同意すること。	
--	-------------	--

(2) 乳用牛地域育成支援対策の推進

(2) 乳用牛地域育成支援対策の推進

ア 管内の育成施設や乳用雌牛の育成を専門に行う農家等と連携して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取り組み

助成単価 (税抜)	要件等	助成上限頭数
① 助成対象施設において、前年同月に比べて新たに増頭させた育成牛1頭当たり月額1,500円。 なお、在场頭数は育成を行う施設ごとに算出。 ② 都府県の事業実施主体の場合、①に500円を加算。 ③ 設備増強や新設の場合、①に1,000円を加算。	① 助成対象施設は、事業実施主体の管内にあること。 ② 外部から育成牛の預託を受けていること。 ③ 設備増強・新設の対象期間は <u>2020年4月1日から2022年3月31日</u> とし、当該期間内に工事等が完了すること。 ④ 既存の育成施設の他、搾乳を中止する酪農家の育成専門農家への転換など、地域に賦存する酪農関係資源を積極的に活用すること。	1事業実施主体当たり 2,800頭以内

助成単価 (税抜)	要件等	助成上限頭数
① 助成対象施設において、前年同月に比べて新たに増頭させた育成牛1頭当たり月額1,500円。 なお、在场頭数は育成を行う施設ごとに算出。 ② 都府県の事業実施主体の場合、①に500円を加算。 ③ 設備増強や新設の場合、①に1,000円を加算。	① 助成対象施設は、事業実施主体の管内にあること。 ② 外部から育成牛の預託を受けていること。 ③ 設備増強・新設の対象期間は <u>2019年4月1日から2021年3月31日</u> とし、当該期間内に工事等が完了すること。 ④ 既存の育成施設の他、搾乳を中止する酪農家の育成専門農家への転換など、地域に賦存する酪農関係資源を積極的に活用すること。	1事業実施主体当たり 2,800頭以内

《削る》

イ 都府県において乳用雌牛の自家生産を積極的に行う酪農家を支援する取り組み

<u>助成対象者</u>	<u>助成対象者の選定</u>	<u>要件等</u>	<u>助成単価 (税抜)</u>
--------------	-----------------	------------	------------------

	飼養している 24 か月 齢以上 の乳用 雌牛の 自家出 生率が 100%の 都府県 の酪農 家	① 助成対象者は、データベース（注1）利用規程に基づきJミルクが取得する情報によって決定。 ② 酪農家の合併等、経営状況の変化等により必要なデータが①により完全に取得できない場合は、事業実施主体を通じて必要書類の提出を求める等して対応する。 ③ 情報の取得日は、Jミルクが別途定める。	① 2021年4月時点において酪農経営を継続していること。 ② Jミルクが別に定める日までに、データベース利用規程第3条の二のロ及び第4条の三に係る同意書を提出すること。	1戸当たり 5万円以内 ただし、 対象戸数 により最 終的な助 成単価を 決定
--	--	--	--	--

※注 1) データベース…牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号。以下「牛個体識別法」という。）第 3 条に規定する「牛個体識別台帳」に記録されているホルスタイン種、ジャージー種、乳用種の出生頭数であって、独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース

《新設》

(3) 乳用牛供用年数延長支援対策の推進

助成対象費用	取組例	要件等	補助率
酪農家が乳用牛の供用年数を延長することに対する、地域の活動や独自事業にかかる費用。 なお、対象となる費用については、乳業	① 供用年数延長に対して評価する取組（単価助成事業等） ② 供用年数延長のための取組	① 地域の独自事業であること。 ② 行政や他団体からの助成を受けていないこと。	① 北海道の事業実施主体の場合、1/2 以内 ② 都府県の事業実

<u>団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。</u>	<u>組（ソフト事業）等</u>	<u>③ 国等の事業で対象となるメニューがないこと。</u> <u>④ Jミルク HP 等での成果の共有に同意すること。</u>	<u>施主体の場合、3/4 以内</u>
-------------------------------------	------------------	---	----------------------

2 第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】

(1) 担い手育成対策

ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修による自己研鑽を行うことへの支援

メニュー名	助成対象者	要件等	上限額（税抜）
酪農ステップアップ支援	原則として、次のいずれかを満たす者 ① 30歳以下の酪農家の後継者又は後継予定者 ② 40歳以下の新たに酪農業を開始して5年以内の新規就農者 ③ 40歳以下の概ね5年以内に新規就農を予定または希望する者 ④ 研修終了後、研修終了年度の翌年度から3年以内に、新たに酪農業又は酪農ヘルパーに就業し、3年以上従事する	① 海外及び国内の酪農場で通算6か月以上の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出し、承認を受けること。	研修先が海外の場合は一人当たり120万円以内 うち、90万円を基礎分とし、7か月以上の場合は1月毎に5万円を加算 国内の場合は一人当たり30万円以

2 第1の2の事業【酪農持続可能性向上支援事業】

(1) 担い手育成対策

ア 酪農後継者や新規就農者などが、国内外の酪農場での研修による自己研鑽を行うことへの支援

メニュー名	助成対象者	要件等	上限額（税抜）
酪農ステップアップ支援	原則として、次のいずれかを満たす者 ① 30歳以下の酪農家の後継者又は後継予定者 ② 40歳以下の新たに酪農業を開始して5年以内の新規就農者 ③ 40歳以下の概ね5年以内に新規就農を予定または希望する者 ④ 研修終了後、研修終了年度の翌年度から3年以内に、新たに酪農業又は酪農ヘルパーに就業し、3年以上従事する	① 海外及び国内の酪農場で通算6か月以上の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出し、承認を受けること。	研修先が海外の場合は一人当たり120万円以内 うち、90万円を基礎分とし、7か月以上の場合は1月毎に5万円を加算 国内の場合は一人当たり30万円以



	固い意志がある者。なお、学校に在学中の者は、その卒業年度の翌年度から起算。		内
酪農チャレンジ支援	次を全て満たす者 ① 酪農業等への就業について検討している者 ② 原則として40歳以下	① 海外及び国内の酪農場で概ね通算6か月程度の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出すること。	一人当たり研修先が海外の場合は20万円以内 国内の場合は10万円以内

※助成対象者の年齢については、2021年4月1日を基準とする。

※2020年度の本事業による助成を受けていない者を優先する。

イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援

助成対象者	要件等	上限額（税抜）
酪農後継者や新規就農希望者、酪農に興味のある学生などの受け入れを行う酪農場	① 受入者や教育機関等の派遣元から、 <u>1日1人当たり3,000円以上の謝礼又はそれに類する金品等を受領していないこと。</u> ② <u>受入者を雇用している場合は、当該受入者の就農計画書及び受入酪農場の指導計画書を整備すること。</u>	3,000円/人・日 <u>なお、謝礼等を受領している場合は、上限額との差額までを支給。</u> 1戸あたり30万円以内

	固い意志がある者。なお、学校に在学中の者は、その卒業年度の翌年度から起算。		内
酪農チャレンジ支援	次を全て満たす者 ① 酪農業等への就業について検討している者 ② 原則として40歳以下	① 海外及び国内の酪農場で概ね通算6か月程度の研修を受講すること。 ② 助成対象者は、研修計画書をあらかじめJミルクに提出すること。	一人当たり研修先が海外の場合は20万円以内 国内の場合は10万円以内

※助成対象者の年齢については、2020年4月1日を基準とする。

イ 酪農家が、酪農後継者や新規就農希望者などの研修受け入れを行うことへの支援

助成対象者	要件等	上限額（税抜）
酪農後継者や新規就農希望者、酪農に興味のある学生などの受け入れを行う酪農家	受入者や教育機関等の派遣元から謝礼又はそれに類する金品等を受領していないこと。	3,000円/人・日 1戸あたり30万円以内

ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催		ウ 酪農経営の人材確保を図るための求人イベント等への出展や開催	
助成対象費用		上限額等（税抜）	
① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	1 事業実施主体あたり 30 万円以内	① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金	1 事業実施主体あたり 30 万円以内
② 酪農業等への就業を促進するための、新たな担い手・人材確保を目的とした求人イベント（オンラインイベントを含む）等への出展料・開催経費	ただし、県内全域を管轄する事業実施主体については 50 万円以内	② 酪農業等への就業を促進するための、新たな担い手・人材確保を目的とした求人イベント（オンラインイベントを含む）等への出展料・開催経費	ただし、県内全域を管轄する事業実施主体については 50 万円以内
③ 出展・開催に係る事務局旅費	複数の県域を管轄する事業実施主体については、別途協議	③ 出展・開催に係る事務局旅費	複数の県域を管轄する事業実施主体については、別途協議
④ 上記の会議やイベントをオンラインで実施する場合は、WEB システムの利用料など、実施に必要な費用		④ 上記の会議やイベントをオンラインで実施する場合は、WEB システムの利用料など、実施に必要な費用	
⑤ その他、本事業の推進に必要と認められる費用		⑤ その他、本事業の推進に必要と認められる費用	
<u>エ 酪農後継者や新規就農者などが、早期に主体的に経営に参画することへの支援</u>			
<u>メニュー</u>	<u>助成対象者</u>	<u>要件等</u>	<u>上限額（税抜）</u>
<u>家族経営協定の推進</u>	<u>次のいずれかを満たす酪農場</u> ① <u>家族経営協定を新たに締結する酪農場</u> ② <u>家族経営協定を締結している酪農場</u>	① <u>の助成対象者については、第三者立会のもと家族経営協定を締結すること。</u> ② <u>の助成対象者については、第三者立会のもと家族経営協定の執行状況の確認を行い、課題がある場合は改善に向けた行動計画の策定を行うこと。</u> ③ <u>2020 年 4 月 1 日から事業の実績報告を行う年の 3 月 31 日までに取り組むこと。</u>	<u>1 牧場あたり 5 万円以内</u>

<p>早期 経営 参画 への 支援</p>	<p>家族労働力を基幹とし、経産牛がおよそ500頭未満で、次のいずれかを満たす後継者（経営移譲予定者）のいる酪農場</p> <p>① 39歳以下の後継者</p> <p>② 第三者継承予定者</p> <p>③ 酪農に従事して概ね10年以内の後継予定者</p> <p>④ 40歳から49歳の後継者</p>	<p>① 2020年4月1日から事業の実績報告を行う年の3月31日までに、後継者に牧場の経営権を移譲すること。</p> <p>② 経営権を移譲された後継者の経営計画書（10年以上または次代への継承まで）を整備すること。</p> <p>③ ②の経営計画書において、今後の地域の生産基盤の安定・強化に貢献するための具体的な取組内容（生産性向上や経営安定の観点等）を記載すること。</p> <p>④ 家族労働力が基幹であることを示す等、経営概況資料を整備すること。</p>	<p>助成対象者のうち、①～③の 경우는、1牧場あたり50万円以内</p> <p>④の 경우는、1牧場あたり20万円以内</p>
---------------------------------------	--	---	--

※後継者（経営移譲予定者）の年齢については、経営移譲日を基準とする。

(2) 酪農生産への理解醸成活動

助成対象費用	要件等	上限額等（税抜）
<p>① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金</p>	<p>① 乳業者、牛乳販売店等と連携して実施し、酪農乳業一体となった取り組みを行うこと。</p>	<p>別表のとおり</p>
<p>② 活動推進に必要な酪農ヘルパー利用料（実費）</p>	<p>② 牛乳乳製品の提供については、教育機関等を対象とし、イベント</p>	<p>なお、1事業実施主体あたり30万円以内</p>
<p>③ 牛乳乳製品の提供等に</p>	<p>を管轄する事業実</p>	<p>ただし、県内全域を管轄する事業実</p>

(2) 酪農生産への理解醸成活動

助成対象費用	要件等	上限額等（税抜）
<p>① 活動推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金</p>	<p>① 乳業者、牛乳販売店等と連携して実施し、酪農乳業一体となった取り組みを行うこと。</p>	<p>別表のとおり</p>
<p>② 活動推進に必要な酪農ヘルパー利用料（実費）</p>	<p>② 牛乳乳製品の提供については、教育機関等を対象とし、イベント</p>	<p>なお、1事業実施主体あたり30万円以内</p>
<p>③ 牛乳乳製品の提供等に</p>	<p>を管轄する事業実</p>	<p>ただし、県内全域を管轄する事業実</p>

係る費用 ④ 上記の会議や食育活動をオンラインで実施する場合は、WEB システムの利用料など、実施に必要な費用 ⑤ その他、本事業の推進に必要なと認められる費用	などの不特定多数は対象外 ③ 得られた成果を明確に示すとともに、広く共有すること。	施主体については50万円以内 複数の県域を管轄する事業実施主体については、別途協議
--	--	--

係る費用 ④ 上記の会議や食育活動をオンラインで実施する場合は、WEB システムの利用料など、実施に必要な費用 ⑤ その他、本事業の推進に必要なと認められる費用	などの不特定多数は対象外 ③ 得られた成果を明確に示すとともに、広く共有すること。	施主体については50万円以内 複数の県域を管轄する事業実施主体については、別途協議
--	--	--

(3) 持続可能性向上独自対策

わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした取り組みを支援。なお、本対策は自由提案枠とし、事業実施主体は取組計画書をあらかじめJミルクに提出し、乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。

また、取り組みの成果や課題については公表を前提とし、収集したデータをJミルクに提出すること。

取り組み例	助成対象費用	上限額等
① 酪農生産の持続可能性に関する定量的な調査や検証・評価	① 調査票作成費、集計費、分析費	別表のとおり
② 優良事例の創出・普及（農場 HACCP・JGAP、アニマルウェルフェア、自然エネルギーの利用など）	② 現地調査に必要な旅費、学識経験者等専門家の謝金	なお、別表に記載がないものについては、あ
③ 乳業者・行政等と連携して行う社会貢献活動	③ 調査の推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金 ④ 印刷費、通信運搬費 ⑤ 上記の会議や現地調査をオンラインで実施する場合は、WEBシ	らかじめJミルク

(3) 持続可能性向上独自対策

わが国酪農の持続可能性の向上等を図ることを目的とした取り組みを支援。なお、本対策は自由提案枠とし、事業実施主体は取組計画書をあらかじめJミルクに提出し、乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要がある。

また、取り組みの成果や課題については公表を前提とし、収集したデータをJミルクに提出すること。

取り組み例	助成対象費用	上限額等
① 酪農生産の持続可能性に関する定量的な調査や検証・評価	① 調査票作成費、集計費、分析費	別表のとおり
② 優良事例の創出・普及（農場 HACCP・JGAP、アニマルウェルフェア、自然エネルギーの利用など）	② 現地調査に必要な旅費、学識経験者等専門家の謝金	なお、別表に記載がないものについては、あ
③ 乳業者・行政等と連携して行う社会貢献活動	③ 調査の推進に必要な会場借料、会議費、出席者旅費、学識経験者等専門家の謝金 ④ 印刷費、通信運搬費 ⑤ 上記の会議や現地調査をオンラインで実施する場合は、WEBシ	らかじめJミルク

<p>④ 酪農場における環境美化活動</p> <p>⑤ 学校農園や公園等へのたい肥供給促進（循環型農業の促進）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>システムの利用料など、実施に必要な費用</p> <p>⑥ その他、本事業の推進に必要と認められる費用</p>	<p>の承認を受けること</p>	<p>④ 酪農場における環境美化活動</p> <p>⑤ 学校農園や公園等へのたい肥供給促進（循環型農業の促進）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>システムの利用料など、実施に必要な費用</p> <p>⑥ その他、本事業の推進に必要と認められる費用</p>	<p>の承認を受けること</p>
<p>3 第1の3の事業【生乳生産基盤強化対策特認事業】</p> <p>Jミルクと協議の上、別途定める事業実施細則等に基づき、事業を推進する。 なお、補助率は2分の1以内とする。</p> <p>第5 助成単価等の調整 &lt;略&gt;</p> <p>第6 事業実施の手順と手続き等</p> <p>1 事業実施計画及び助成申請書の提出</p> <p>(1) 事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書（以下、「申請書」という。）をJミルクに提出する。 なお、原則として、第2の1の(2)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出することとし、第2の1の(3)の事業実施主体は第2の1の(2)及び(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、申請内容を鑑み、原則として以下のいずれかの事業実施期間で申請すること。 ア 第1の1の(2)乳用牛地域育成支援対策の推進（以下、「育成対策推進」という。）のみを申請する場合 <u>2021年4月1日から2022年3月31日まで</u></p>			<p>3 第1の3の事業【生乳生産基盤強化対策特認事業】</p> <p>Jミルクと協議の上、別途定める事業実施細則等に基づき、事業を推進する。 なお、補助率は2分の1以内とする。</p> <p>第5 助成単価等の調整 &lt;略&gt;</p> <p>第6 事業実施の手順と手続き等</p> <p>1 事業実施計画及び助成申請書の提出</p> <p>(1) 事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書（以下、「申請書」という。）をJミルクに提出する。 なお、原則として、第2の1の(2)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出することとし、第2の1の(3)の事業実施主体は第2の1の(2)及び(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出する。</p> <p>(2) 事業実施主体は、申請内容を鑑み、原則として以下のいずれかの事業実施期間で申請すること。 ア 第1の1の(2)乳用牛地域育成支援対策の推進（以下、「育成対策推進」という。）のみを申請する場合 <u>2020年4月1日から2021年3月31日まで</u></p>		

イ 育成対策推進の申請に加え、**2022年3月31日**までに完了予定の事業がある場合

**2021年4月1日から2022年3月31日まで**

ウ 育成対策推進の申請に加え、**2022年4月1日**以降に完了予定の事業がある場合

**2021年4月1日から2023年3月31日まで**

エ 育成対策推進の申請はなく、**2022年3月31日**までに事業が完了予定の場合

**2021年4月1日から2022年3月31日まで**

オ 育成対策推進の申請はなく、**2022年4月1日**以降に完了予定の事業がある場合

**2021年4月1日から2023年3月31日まで**

(3) Jミルクは、事業実施主体から提出された申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認する。

## 2 事業実施計画及び助成申請書の変更

事業実施主体は、次に掲げる変更をする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の3割を超える増減
- (3) 助成の増加を伴う事業費の増

## 3 助成金の概算払い

(1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、助成金の概算払いをすることができる。

イ 育成対策推進の申請に加え、2021年3月31日までに完了予定の事業がある場合

**2020年4月1日から2021年3月31日まで**

ウ 育成対策推進の申請に加え、2021年4月1日以降に完了予定の事業がある場合

**2020年4月1日から2022年3月31日まで**

エ 育成対策推進の申請はなく、2021年3月31日までに事業が完了予定の場合

**2020年10月1日から2021年3月31日まで**

オ 育成対策推進の申請はなく、2022年3月31日までに事業が完了予定の場合

**2020年10月1日から2022年3月31日まで**

(3) Jミルクは、事業実施主体から提出された申請書を審査し、事業予算等を勘案して必要な調整を行い、承認する。

## 2 事業実施計画及び助成申請書の変更

事業実施主体は、次に掲げる変更をする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の3割を超える増減
- (3) 助成の増加を伴う事業費の増

## 3 助成金の概算払い

(1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、助成金の概算払いをすることができる。

<p>(2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>(2) Jミルクは、提出された事業実績報告書を審査し、適正と認められる場合、助成金を支払う。</p> <p>5 助成金の支払い</p> <p>(1) Jミルクは、原則として、第2の1の(2)の事業実施主体に対しては第2の1の(1)の事業実施主体を経由して助成金を支払うこととし、第2の1の(3)の事業実施主体に対しては第2の1の(1)及び(2)の事業実施主体を経由して助成金を支払う。</p> <p>(2) 事業実施主体は、Jミルクから助成金の支払いがあった場合は、遅滞なく最終受益者に支払わなければならない。</p> <p>(3) 助成金の支払いに当たっては、明細等を対象者に明示することにより、助成金が支払われたことを明確にする必要がある。</p> <p>6 助成金の返還</p> <p>事業実施主体は、助成金の支払後及び事業終了後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。</p> <p>7 事業実施細則の提出</p>	<p>(2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>4 事業の実績報告</p> <p>(1) 事業実施主体は、事業が完了した年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書を1の(1)の手順に準じてJミルクに提出する。</p> <p>(2) Jミルクは、提出された事業実績報告書を審査し、適正と認められる場合、助成金を支払う。</p> <p>5 助成金の支払い</p> <p>(1) Jミルクは、原則として、第2の1の(2)の事業実施主体に対しては第2の1の(1)の事業実施主体を経由して助成金を支払うこととし、第2の1の(3)の事業実施主体に対しては第2の1の(1)及び(2)の事業実施主体を経由して助成金を支払う。</p> <p>(2) 事業実施主体は、Jミルクから助成金の支払いがあった場合は、遅滞なく最終受益者に支払わなければならない。</p> <p>(3) 助成金の支払いに当たっては、明細等を対象者に明示することにより、助成金が支払われたことを明確にする必要がある。</p> <p>6 助成金の返還</p> <p>事業実施主体は、助成金の支払後及び事業終了後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還しなければならない。</p> <p>7 事業実施細則の提出</p>
---	---

<p>本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、1の(1)の手順に準じてJミルクに提出すること。</p> <p>第7 事業の委託 《略》</p> <p>第8 事業実施状況の聴取等 《略》</p> <p>第9 消費税及び地方消費税の取扱い 《略》</p> <p>第10 帳簿等の整備保管 《略》</p> <p>第11 個人情報の保護  <u>《削る》</u></p> <p>事業実施主体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。</p> <p>第12 その他 《略》</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用する。  <u>2 この要領の一部改正は、2021年3月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。</u></p>	<p>本事業の実施に当たり、事業実施主体が自らの事業実施の手順等を定める細則等を作成した場合は、1の(1)の手順に準じてJミルクに提出すること。</p> <p>第7 事業の委託 《略》</p> <p>第8 事業実施状況の聴取等 《略》</p> <p>第9 消費税及び地方消費税の取扱い 《略》</p> <p>第10 帳簿等の整備保管 《略》</p> <p>第11 個人情報の保護</p> <p><u>1 事業実施主体は、データベース利用規程第3条の二のロ及び第4条の三に係る同意書及びそのエクセル形式データ、Jミルクからの事業推進に必要な通知及び提供したデータなどの個人情報の取り扱いについては、本事業に係る要件確認等の目的以外の使用を行わないこと。</u></p> <p><u>2 事業実施主体は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。</u></p> <p>第12 その他 《略》</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、2020年9月7日から施行し、2020年4月1日から適用する。</p>
---	---



別表 《略》

別紙様式第1号

※第2の1の(2)(3)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出すること

年度 酪農生産基盤強化総合対策事業  
事業実施計画及び助成申請書

年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
役職 代表者氏名 ㊟

年度酪農生産基盤強化総合対策事業を下記のとおり実施したいので、  
事業実施要領第6の1の(1)の規定に基づき、助成金 円  
を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施計画 別添のとおり（申請メニューのみ添付）

2 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ①+②	負担区分		備考
		助成金 ①	自己負担 等②	
1 生産 基盤強 化	(1)生産基盤の改善・指導			
	(2)地域育成支援対策の推進			
	(3)供用年数延長支援対策の推進			
	小計			
2 持続 可能性 向上	(1)担 い手育 成対策	ア 後継者等研修支援		
		イ 酪農家受入支援		
		ウ 求人イベント等		
	エ 早期経営参画支援			
	(2)酪農生産への理解醸成活動			
(3)持続可能性向上独自対策				
小計				
合計				

※助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体を除いて、税抜で記載すること。

3 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 各事業申請に必要な書類（別添の留意事項参照）  
(2) 酪農家による自主的なネットワーク組織の場合は、構成員名簿や規約等、要件を満たすことがわかる書類

5 連絡先

(1) 担当者氏名（フリガナ）  
(2) 所属部署・職名  
(3) 郵便番号・住所  
(4) 電話番号  
(5) メールアドレス

別表 《略》

別紙様式第1号

※第2の1の(2)(3)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出すること

2020年度 酪農生産基盤強化総合対策事業  
事業実施計画及び助成申請書

2020年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
役職 代表者氏名 ㊟

2020年度酪農生産基盤強化総合対策事業を下記のとおり実施したいので、  
事業実施要領第6の1の(1)の規定に基づき、助成金 円  
を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施計画 別添のとおり（申請メニューのみ添付）

2 事業に要する経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ①+②	負担区分		備考
		助成金 ①	自己負担 等②	
1 生産 基盤強 化	(1)生産基盤の改善・指導			
	(2)地域育成支援			
	イ 都府県自家生産強化			
	小計			
2 持続 可能性 向上	(1)担 い手育 成対策	ア 後継者等研修支援		
		イ 酪農家受入支援		
		ウ 求人イベント等		
	(2)酪農生産への理解醸成活動			
	(3)持続可能性向上独自対策			
小計				
合計				

※助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体を除いて、税抜で記載すること。

3 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 各事業申請に必要な書類（別添の留意事項参照）  
(2) 酪農家による自主的なネットワーク組織の場合は、構成員名簿や規約等、要件を満たすことがわかる書類

5 連絡先

(1) 担当者氏名（フリガナ）  
(2) 所属部署・職名  
(3) 郵便番号・住所  
(4) 電話番号  
(5) メールアドレス

別添1の(1) 生産基盤の改善・指導 《略》

別添1の(2) 地域育成支援対策の推進

【助成単価等】

- ① 助成対象施設において、前年同月に比べて新たに増頭させた育成牛1頭当たり月額1,500円。在場頭数は育成を行う施設ごとに算出。
- ② 都府県の事業実施主体の場合、①に500円を加算。
- ③ 設備増強や新設の場合、①に1,000円を加算。

(単位：円、税抜)

No.	育成施設名称(市町村等)	月別の預託頭数(【申請年度-前年度】がマイナスの場合、差引欄には0と記入すること)													合計	単価	負担区分		備考	必要添付資料(実績報告時)	
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			助成金①	自己負担等②			
1	申請年度																				
	前年度																				
	差引 A																				
2	申請年度																				
	前年度																				
	差引 B																				
3	申請年度																				
	前年度																				
	差引 C																				
合計 (A+B+C+…)																					

【記入時の留意事項】

- ※1 対象頭数は外部からの預託頭数です。施設の出資者や構成員の預託牛は対象となりません。
- ※2 事業費は、施設毎に対象頭数(【差引】欄の合計)に助成単価を乗じて算出してください。
- ※3 合計の対象頭数が上限頭数(1事業実施主体当たり2,800頭以内)を超えた場合は、超過分を自己負担等に記載ください。
- ※4 「都府県」単価加算、「設備増強・新設」単価加算がある場合は、備考欄に記載ください。
- ※5 預託実績頭数が確認できる書類を実績報告時に添付する必要があります。その際、算出基準日を明記してください。
- ※6 設備増強・新設の場合は、その内容と工事完了時期が確認できる書類を実績報告時に添付する必要があります。
- ※7 事業要件を満たしているか、上限額を超えていないか等、実施要領を確認の上、申請ください。

《削る》

別添1の(1) 生産基盤の改善・指導 《略》

別添1の(2)の ア 乳用牛育成基盤強化

【助成単価等】

- ① 助成対象施設において、前年同月に比べて新たに増頭させた育成牛1頭当たり月額1,500円。在場頭数は育成を行う施設ごとに算出。
- ② 都府県の事業実施主体の場合、①に500円を加算。
- ③ 設備増強や新設の場合、①に1,000円を加算。

(単位：円、税抜)

No.	育成施設名称(市町村等)	月別の預託頭数(【2020年度-前年度】がマイナスの場合、差引欄には0と記入すること)													合計	単価	負担区分		備考		
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			助成金①	自己負担等②			
1	2020年度																				
	前年度																				
	差引 A																				
2	2020年度																				
	前年度																				
	差引 B																				
3	2020年度																				
	前年度																				
	差引 C																				
合計 (A+B+C+…)																					

【記入時の留意事項】

- ※1 対象頭数は外部からの預託頭数です。施設の出資者や構成員の預託牛は対象となりません。
- ※2 事業費は、施設毎に対象頭数(【差引】欄の合計)に助成単価を乗じて算出してください。
- ※3 合計の対象頭数が上限頭数(1事業実施主体当たり2,800頭以内)を超えた場合は、超過分を自己負担等に記載ください。
- ※4 「都府県」単価加算、「設備増強・新設」単価加算がある場合は、備考欄に記載ください。
- ※5 預託実績頭数が確認できる書類を実績報告時に添付する必要があります。その際、算出基準日を明記してください。
- ※6 設備増強・新設の場合は、その内容と工事完了時期(対象期間：2019年4月1日から2021年3月31日)が確認できる書類を実績報告時に添付する必要があります。
- ※7 事業要件を満たしているか、上限額を超えていないか等、実施要領を確認の上、申請ください。

別添1の(2)の イ 都府県酪農自家生産強化支援

【助成対象者】

飼養している24か月齢以上の乳用雌牛の自家出生率が100%の都府県の酪農家

(単位：円、税抜)

No.	管理者等コード番号	氏名又は名称	住所又は所在地	区分	事業費(助成金)	備考	酪農経営継続確認(実績報告時)
				①新規 ②Jミルク事業参加実績有			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計							

【記入時の留意事項】

- ※1 本様式は、2019年度事業でJミルクから事業実施主体に送信した最終の登録確認エクセルデータに基づき、事業申請者の情報を記載ください。
- ※2 区分が「新規」の方は、別記様式に記載(要押印)が必要です。
- ※3 助成金単価は1管理者(農家)あたり5万円まで申請してください。ただし、助成対象戸数により最終的な助成単価をJミルクから通知しますので、実績報告時は当該単価で計算してください。
- ※4 助成対象者は、2021年4月時点において酪農経営を継続している必要があります。
- ※5 データの収集・提出に当たっては、事業実施要領第11に基づき、個人情報の適切な管理を行ってください。

≪削る≫

別添1の(3) 乳用牛供用年数延長支援対策の推進

【取組例】

- ア 供用年数延長に対して評価する取組（単価助成事業等）
- イ 供用年数延長のための取組（乳房炎防除等のソフト事業）
- ウ その他

【補助率】

北海道1/2以内  
都府県3/4以内

(単位：円、税抜)

No	事業区分 (ア～ウ)	事業内容 (ねらい、期待される効果、スケジュール等)	事業費 ①+②	負担区分		積算基礎 (単価、対象戸数などを費目毎に記載)	備考	必要添付資料(実績報告時)
				助成金 ①	自己負担等 ②			
1								
2								
合計								

【記入時の留意事項】

- ※1) 事業区分はア～ウのいずれかを記載ください。
- ※2) 本取組は乳業団体・乳業者等による事業審査会の承認を受ける必要があります。事業内容、積算基礎等、詳細に記載ください。
- ※3) 事業要件を満たしているか(地域の独自事業か、国等の事業で対象となるメニューがないか)等をよく確認の上、申請ください。
- ※4) 実績報告時には取組結果に対する自己評価を行い、成果物として添付してください。
- ※5) 実績が計画と大きく乖離した場合は、備考欄等に理由を記載ください。

別添1の(2)のイの別記様式 酪農乳業産業基盤強化特別対策事業（都府県酪農自家生産強化支援）に係る同意書の別記

同意管理者（新規）

No	管理者等 コード番号	氏名又は名称	住所又は所在地	印	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【留意事項】

- ※1) 本様式は事業申請時に「原本」を提出してください。新規同意管理者の押印が必要です。  
本同意書に基づき、独立行政法人家畜改良センターにJミルクがデータ利用請求を一括して行います。
- ※2) データの収集・提出に当たっては、事業実施要領第11に基づき、個人情報の適切な管理を行ってください。

≪新設≫

別添2の(1)の ア 後継者等研修支援 <略>

別添2の(1)のイ 酪農家受入支援

【助成対象者】

酪農後継者や新規就農希望者、酪農に興味のある学生などの受け入れを行う酪農家  
※3,000円/人・日以内(1戸あたり30万円以内)

(単位:円、税抜)

No.	助成対象者情報			事業費 (助成金)	備考	必要添付資料 (実績報告時)	
	牧場名	住所	受入(予定) ※人数、日数、主な受入者情報等			受入日 報	要件確認 書(就業・ 指導計画書 を含む)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
合計							

【記入時の留意事項】

- ※1) 受入者情報は、主な受入者の所属団体名や属性(酪農後継者、大学生、高校生等)等を記入ください。
- ※2) 実績報告時には受入状況が確認できる受入日報と要件確認書(金品の授受状況や就業・指導計画書等)の添付が必要です。
- ※3) 事業要件を満たしているか、上限額を超えていないか等、実施要領を確認の上、申請ください。

別添2の(1)の ウ 求人イベント等の出展や開催 <略>

別添2の(1)の ア 後継者等研修支援 <略>

別添2の(1)のイ 酪農家受入支援

【助成対象者】

酪農後継者や新規就農希望者、酪農に興味のある学生などの受け入れを行う酪農家  
※3,000円/人・日(1戸あたり30万円以内)

(単位:円、税抜)

No.	助成対象者情報			事業費 (助成金)	備考	必要添付資料 (実績報告時)	
	牧場名	住所	受入(予定) ※人数、日数、主な受入者情報等			受入日 報	要件確 認書
1							
2							
3							
4							
5							
6							
合計							

【記入時の留意事項】

- ※1) 受入者情報は、主な受入者の所属団体名や属性(酪農後継者、大学生、高校生等)等を記入ください。
- ※2) 実績報告時には受入状況が確認できる受入日報と要件確認書(助成対象者が金品を受け取っていないことを確認)の添付が必要です。
- ※3) 事業要件を満たしているか、上限額を超えていないか等、実施要領を確認の上、申請ください。

別添2の(1)の ウ 求人イベント等の出展や開催 <略>

別添2の(1)のエ 早期経営への参画支援

【メニュー】

- ア 家族経営協定の推進【①家族経営協定を新たに締結する酪農場 または ②家族経営協定を締結している酪農場】**  
 ※1 牧場あたり5万円以内
- イ 早期経営参画への支援【次のいずれかを満たす後継者（経営移譲予定者）のいる酪農場】**  
 ①39歳以下の後継者、②第三者継承予定者、③酪農に従事して概ね10年以内の後継予定者、④40歳から49歳の後継者  
 ※①～③は1 牧場あたり50万円以内、④は20万円以内 <家族労働力を基幹とし、経産牛がおよそ500頭未満>

(単位：円、税抜)

No.	事業区分			助成対象者情報			必要添付資料（実績報告時）				
	ア、イ	①～④		牧場名	経産牛頭数(おおよそ)	事業費(助成金)	備考	ア【家族経営協定】の場合	イ【早期経営参画】の場合		
1								家庭経営協定の写し(第三者立会と締結日を明記)	課題改善のための行動計画 ※②の場合のみ	家族労働力が基幹であることがわかる経営況資料	後継者に経営移譲がされた後継者の経営計画書
2											
3											
4											
5											
6											
7											
合計											

【記入時の留意事項】

- ※1) 事業区分はアの①～②、またはイの①～④のいずれかを記載ください。
- ※2) 対象期間は2020年4月1日から実績報告を行う年の3月31日です。
- ※3) 後継者（経営移譲予定者）の年齢については、経営移譲日を基準とします。
- ※4) アの事業の添付書類について、要件を満たすことが確認できれば、差し障りのある項目等は差りつぶしていただいて構いません。
- ※5) イの事業の添付書類である「経営計画書」については、以下の内容を記載してください
  - i) 経営権を移譲された後継者の、10年以上または次代への継承までの経営計画
  - ii) 今後の地域の生産基盤の安定・強化に貢献するための具体的な取組内容(生産性向上や経営安定等の観点から)
- ※6) 事業要件を満たしているか、上限額を超えていないか等、実施要領を確認の上、申請ください。

別添2の(2)～(3) <略>

別紙様式第2～3号 <略>

<<新設>>

別添2の(2)～(3) <略>

別紙様式第2～3号 <略>

別紙様式第4号

※第2の1の(2)(3)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出すること

年度 酪農生産基盤強化総合対策事業  
事業実績報告書

年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
役職 代表者氏名 ㊟

年 月 日付け Jミルク発第 号で助成決定通知のあった  
年度酪農生産基盤強化総合対策事業について、事業実施要領第6の4の(1)  
の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円を請求します。

記

- 1 事業実施実績 別添のとおり（申請メニューのみ添付）  
注）各事業の実績報告に必要な書類を添付すること（別添の留意事項参照）

2 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ①+②	負担区分		備考
		助成金 ①	自己負担 等②	
1 生産 基盤強 化	(1)生産基盤の改善・指導			
	(2)地域育成支援対策の推進			
	(3)供用年数延長支援対策の推進			
	小計			
2 持続 可能性 向上	(1)担 い手育 成対策			
	ア 後継者等研修支援			
	イ 酪農家受入支援			
	ウ 求人イベント等			
	エ 早期経営参画支援			
(2)酪農生産への理解醸成活動				
(3)持続可能性向上独自対策				
	小計			
	合計			

※助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体を除いて、税抜で記載すること。

3 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了年月日 年 月 日

4 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名・支店名  
(2) 預金種類・口座番号  
(3) 口座名義（フリガナ）

5 連絡先

- (1) 担当者氏名（フリガナ）  
(2) 所属部署・職名  
(3) 郵便番号・住所  
(4) 電話番号  
(5) メールアドレス

別紙様式第4号

※第2の1の(2)(3)の事業実施主体は第2の1の(1)の事業実施主体を経由して申請書を提出すること

2020年度 酪農生産基盤強化総合対策事業  
事業実績報告書

年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
役職 代表者氏名 ㊟

年 月 日付け Jミルク発第 号で助成決定通知のあった  
2020年度酪農生産基盤強化総合対策事業について、事業実施要領第6の4の(1)  
の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。  
なお、併せて精算額 円を請求します。

記

- 1 事業実施実績 別添のとおり（申請メニューのみ添付）  
注）各事業の実績報告に必要な書類を添付すること（別添の留意事項参照）

2 事業に要した経費及び負担区分 (単位：円)

区分	事業費 ①+②	負担区分		備考
		助成金 ①	自己負担 等②	
1 生産 基盤強 化	(1)生産基盤の改善・指導			
	(2)地域 育成支援	ア 乳用牛育成基盤強化		
	イ 都府県自家生産強化			
	小計			
2 持続 可能性 向上	(1)担 い手育 成対策			
	ア 後継者等研修支援			
	イ 酪農家受入支援			
	ウ 求人イベント等			
	エ 早期経営参画支援			
(2)酪農生産への理解醸成活動				
(3)持続可能性向上独自対策				
	小計			
	合計			

※助成金の仕入れに係る消費税等相当額を区分できない事業実施主体を除いて、税抜で記載すること。

3 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日  
(2) 事業完了年月日 年 月 日

4 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関名・支店名  
(2) 預金種類・口座番号  
(3) 口座名義（フリガナ）

5 連絡先

- (1) 担当者氏名（フリガナ）  
(2) 所属部署・職名  
(3) 郵便番号・住所  
(4) 電話番号  
(5) メールアドレス